



障害者・母子・父子家庭の方へ 各種手当の支給について

特別障害者手当

心身に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

■支給額／月額2万6千860円
 *施設入所や3カ月以上入院している場合や所得が一定以上の方は支給されません。

特別児童扶養手当

身体または精神に中度以上の障害のある児童(20歳未満)を養育している保護者に支給されます。

■支給額
 ▼1級／月額5万1千550円
 ▼2級／月額3万4千330円
 *障害児が施設入所の場合、所得が一定以上ある場合や公的年金を受けている場合は支給されません。

障害児福祉手当

特別児童扶養手当1級のうちで、重度の障害のため、常時の介護を要する在宅の20歳未満の方に支給されます。

■支給額／月額1万4千610円
 *児童が施設入所の場合、所得が一定以上ある場合や公的年金を受けている場合は支給されません。

重度心身障害児療育手当

特別児童扶養手当1級のうちで、障害児福祉手当に該当しない18歳未満の心身障害児を養育している保護者に支給されます。

■支給額／月額7千300円
 *所得制限はありませんが、児童が施設入所の場合と障害児福祉手当を受けている場合は支給されません。

児童扶養手当



父と生計を同じくしていない18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度末まで対象、また中度以上の障害を有する場合は20歳未満の児童)を監護している母、または母に代わってその児童を養育している方に児童扶養手当が支給されます。

(所得制限があります)。

■受給資格者

- ① 父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)にある児童
- ④ 父の生死が不明である児童
- ⑤ 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらずに懐胎し父に認知されていない児童
- ⑧ 捨て子などで母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

■こんな時は支給されません

- ① 児童が
- ▼ 国内に住所がないとき
- ▼ 父または母の死亡により支給される公的年金給付が受けられるとき
- ▼ 父に支給される公的年金給付額の加算の対象となっていないとき
- ▼ 労働基準法などの規定による遺族補償を受けることができないとき
- ▼ 児童福祉施設に入所しているとき、または里親に

委託されているとき

▼母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき(父に重度の障害がある場合は除く)

②母または養育者が

- ▼ 国内に住所がないとき
- ▼ 公的年金給付を受けることができないとき
- ▼ 国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く
- ▼ 昭和60年8月1日以降に手当の支給要件に該当してから5年を経過しても請求しなかったとき
- ▼ 事実婚が発見された場合(定期的な訪問など社会通念上夫婦としての生活を認められる事実関係がある場合で、この場合事実の発生した時点にさかのぼって手当を返還しなければなりません)

交通遺児手当

交通事故(車・汽車・電車の運行によって生じた事故、海難、航空事故)で父母、もしくは父または母を失った18歳に達した年度の末までの児童に市交通遺児手当が支給されます。

■支給額／児童1人につき、月額2千円

*1年以上市内に在住し、現に児童を扶養している方に限ります。

母子父子福祉手当

配偶者のいない女性・男性が、18歳に達した年度末までの児童を養育している場合、また両親を失った18歳に達した年度末までの児童を扶養している場合に支給されます。

■支給額／児童1人につき、月額1千円

*母親または父親および児童が引き続き1年以上市内に在住し、現に児童を扶養している方に限ります。なお、市交通遺児手当を受給している方は該当になりません。

母子家庭

医療費の助成

前年度所得税非課税の世帯には、母子家庭医療費助成制度があります。

※各種手当に関するお問い合わせは、福祉事務所社会係（☎88016566）まで

児童手当の支給と

現況届の提出

■児童手当の支給について

義務教育就学前の児童を養育している方は、児童手当を受けられることができます。

*所得制限がありますが、平成13年度の所得制限は大幅に緩和されています。

▼手当の額（月額）

第1子・第2子／5千円
第3子以降／1万円

■児童手当の現況届について

現在児童手当を受給されている方は、7月2日（月）までに現況届を提出してください。これは、受給者の所得状況と6月1日現在の養育状況などを確認するためです。

もし、提出されない場合は、受給資格があっても6月以降の手当が受けられませんので、必ず提出してください。

*公務員の方は、職場で手続きしてください。

老人医療受給者の

皆さんへ

入院中の負担金（一部負担

金および食事代）については、住民税が非課税の世帯の方は、減額になる制度があります。

現在入院中の方や、入院を予定されている方で、非課税世帯に該当する方は、すぐに申請してください（申請月の初日からの認定となります）。

また、12年度中に減額の申請をされた方については、更新の時期となっており、更新をしないと、継続して減額できなくなり、至急手続きにきてください。



※「児童手当の支給」「老人医療受給者」についてのお問い合わせは、保健課給付係（☎88016556）まで

生ごみ処理器具購入

補助の申し込みは

家庭から出る生ごみの減量および資源化を推進するため、生ごみ処理器具の購入者に購入費の1部を補助します。

■対象者

市内に居住している方

■補助金の額／処理器具各1基につき、次の金額を限度として購入金額（消費税込）

に1/2を掛けた額です（ただし予算に限りがあります）。

1、コンポスター式（地上設置型で、生ごみを土中の微生物で発酵分解し、堆肥化する処理器具）112千円

2、電気式（電気式で生ごみを堆肥化する処理機）112万円

■申込方法（提出書類）

▼補助金交付申請書（市役所にあります）

▼領収書と保証書（電気式のみ）の原本

▼印鑑を持参ください

生活排水路整備事業

の申し込みは

「豊かな環境づくり総合支援事業」で、生活排水路整備事業が実施されます。要望される地区は、実施申込書を提出してください。

■提出期限／7月16日（月）

■地元負担額／工事費の25%

※「生ごみ処理器具」「生活排水路事業」のお申し込み・お問い合わせは、生活環境課環境公害係（☎88016557）まで